

千葉県留学生受入プログラムにおける 関係機関の協力に関する協定書

株式会社貿易&サービス TOKAI VIETNHAT（以下「ベトナム現地日本語学校」という。）、医療法人社団創造会（以下「受入施設」という。）及び日本国際工科専門学校日本語科（以下「千葉県内日本語学校」という。）は、相互の協力により「千葉県留学生受入プログラム」を円滑に実施することを目的にこの協定を締結する。

- 1 ベトナム現地日本語学校は、千葉県留学生受入プログラムにおいて次の役割を担う。
- （1）日本で介護福祉士資格を取得し受入施設への就労を予定する次の学生について、千葉県留学生受入プログラムが求める水準まで親切かつ真摯に教育するとともに、2024年4月に留学させるよう、千葉県内日本語学校と連携して必要な手続きを行う。

名前	住所	生年月日
TRAN TUYET MY	SONG MY - AI NGHIA - DAI LOC - QUANG NAM	2005年6月14日

- （2）下記2により受入施設から受領した助成金相当額を、学生から徴収する学費から減額する。
- （3）学生が、千葉県内日本語学校に在籍する前に千葉県留学生受入プログラムから離脱した場合は、2023年4月1日に千葉県とベトナム現地日本語学校が締結した「千葉県とベトナム現地日本語学校との間の協力に関する協定書」に基づき、学費として受入施設が負担した金額を受入施設に返還する。

ただし、ベトナム現地日本語学校が新たな留学生候補者を選定して受入施設がこれを承認した場合、又は学生が本人の疾病及び家族の疾病、介護などのやむを得ない理由により留学を取りやめた場合は返還を要しないものとする。

また、在留資格認定証明書交付申請において、ベトナム現地日本語学校及び学生に特段の責がないにもかかわらず、不交付となった場合にはベトナム現地日本語学校は、学費として受入施設が負担した金額の半額を受入施設に返還する。

- 2 受入施設は、学生がベトナム現地日本語学校に支払う学費のうち、日本円で1月当た

り2万円を6月分負担することとし、2023年10月末日までに現地日本語学校に支払う。

- 3 千葉県内日本語学校は、学生が入国したことを確認の上、手数料として日本円で10万円を2024年5月末日までにベトナム現地日本語学校に支払う。
- 4 この協定を履行する上で知り得た情報及び相手方の秘密情報を、第三者に開示又は協定の目的以外に利用してはならない。
- 5 この協定により生ずる権利義務の全部又は一部を書面による承諾を得ないで、第三者に譲渡若しくは担保の用に供し又は承継させてはならない。
- 6 この協定は、関係機関の合意の下に改定又は破棄することができる。改定する場合は、関係機関の署名により行う。
- 7 この協定に定めのない事項が生じたとき、又は各事項の解釈について疑義が生じたときは、関係機関及び千葉県と協議し、誠意をもって解決する。
- 8 この協定書は、日本語で3部作成し、それぞれ1部ずつ保管する。

2023年10月1日

ベトナム日本語学校名 株式会社貿易&サービス TOKAI VIET NHAT

代表者名

受入施設名 医療法人社団創造会

代表者名 理事長 土井 紀弘

千葉県内日本語学校名 日本国際工科専門学校日本語科

代表者名 理事長 湯澤 大介
